令和８年（フ）第９７号
千葉県茂原市本納1762番地１　ファミリープラザＣ101
債務者　天王寺谷良子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６７５号
川崎市宮前区野川台１丁目３番20号
債務者　斉藤　柊弥
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６５号
川崎市中原区木月２丁目11番26号　カーサ木月　203
債務者　藤沢　裕久
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７４号
川崎市中原区中丸子135番地１　アールスタイルズ武蔵小杉ウエスト　515
債務者　関　　芳美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
長野県上田市上田1944番地１　フォレデポムＤ205号
債務者　中村真奈美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１６号
岐阜県大垣市本今３丁目58番地　レオパレスユリシーズ本今　210
債務者　増田　孝司
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
静岡県富士宮市宮原398番地の１
債務者　鈴木　喜美子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第７７号
三重県名張市東町1762番地１　ハイム美倉201号
債務者　中川　作二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２６０号
三重県四日市市平津新町260番地560
債務者　村上　辰弘
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
三重県四日市市平津新町260番地560
債務者　村上　尚樹
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
滋賀県愛知郡愛荘町杢掛118番地
債務者　丹治　寛尚
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１６１号
滋賀県東近江市佐野町372番地24　メゾンエイコー能登川　201号室
債務者　田所　慈明
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６２号
滋賀県長浜市口分田町236番地１　パークタウンＮＫ　206号室
債務者　須脇　良一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
兵庫県宝塚市泉町20番５―204号、前住所兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番２―401号
債務者　伊関アネッサ
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市江津1257番地　中央ハイツ３号
債務者　福田　和美
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市富安１丁目29番地　キャッスルＩ　702号、旧住所大阪府大阪市福島区海老江１丁目５番30―621号
債務者　幸田　栄人
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７号
鳥取県米子市錦町３丁目122番地８　ベルトピア錦町106号
債務者　宮下　直人
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部